

立教大学個人情報保護委員会規程施行細則

施行	2006年5月26日
改正	2008年7月24日
	2013年2月28日
	2016年2月1日
	2016年12月15日

(目的)

第1条 この細則は、立教大学個人情報保護委員会規程（以下「委員会規程」という。）の施行につき必要な事項を定める。

(委員会の審議事項)

第2条 委員会規程第7条第1項に規定する「個人情報保護に関する全学的な施策に関する事項」は、次に掲げるもののほか、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が必要に応じて検討する。

- (1) 個人情報保護のための具体的な対策、マニュアル作成、各部署への周知等企画及び推進に係る事項
- (2) 個人情報保護に係る管理体制に関する事項
- (3) 立教大学個人情報保護規程施行細則（以下「保護規程細則」という。）第2条第1項に規定する学生等及び同細則第2条第2項に規定する学内者への教育・啓発活動の企画及び実施
- (4) 学外に向けた広報、説明等

2 委員会規程第7条第1項第2号の規定に基づく審議事項は、次に掲げるもののほか、委員会が必要に応じて検討する。

- (1) 立教大学個人情報保護規程（以下「保護規程」という。）第12条第7項並びに保護規程細則第6条第1項及び第2項に規定する学校法人立教学院が設置する本学以外の学校、立教大学校友会、株式会社立教企画、株式会社立教オフィスマネジメント、株式会社立教ファシリティマネジメント、立教ライブラリーマネジメント、単位互換協定校等への個人情報の提供の基準作成に関する事項
- (2) 保護規程第14条第2項及び保護規程細則第7条に規定する所管情報以外の情報利用の承認に関する事項
- (3) 保護規程第15条第3項に規定する業者への業務委託の承認に関する事項
- (4) 保護規程第23条第3項に規定する開示等に要する費用に関する事項
- (5) 保護規程第25条第3項に規定する統括責任者から付託された苦情処理に関する事項
- (6) 保護規程細則第10条第2項に規定する開示請求書、同細則第11条第2項に規定する開示決定通知書、同細則第12条第2項に規定する訂正等請求書及び同細則第13条第2項に規定する不服申立書の様式作成に関する事項
- (7) 委員会規程第6条第3項に規定する緊急を要する例外的承認事項
- (8) 委員会規程第7条第2項に規定する資料提出要求及び意見聴取に関する事項
- (9) 委員会規程第7条第3項に規定する助言、指導又は勧告に関する事項
- (10) 委員会規程第7条第4項に規定する総長への報告又は提案に関する事項
- (11) 委員会規程第8条第4項に規定する小委員会に関する事項
- (12) 立教大学個人情報保護審査会規程第7条第3項の規定に基づき総長から付議された事項（個人情報保護実施小委員会）

第3条 委員会規程第8条第3項に規定する個人情報保護実施小委員会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 保護規程第4条に規定する個人情報保護統括管理責任者（以下「統括責任者」という。）
- (2) 委員会第3条第1項第5号に規定する有識者 2名
- (3) 人事部から選出された者 1名
- (4) 教務部から選出された者 1名
- (5) 学生部から選出された者 1名
- (6) 新座キャンパス事務部から選出された者 1名
- (7) その他統括責任者が必要と認めた者

(改廃)

第4条 この細則の改廃は、小委員会の議を経て、総長が行う。

附 則

この細則は、2006年5月26日から施行する。

附 則

この細則は、2008年7月24日から施行する。

附 則

この細則は、2013年2月28日から施行する。

附 則

この細則は、2016年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、2016年12月15日から施行する。

追 68(1612)